

壮瞥町告示第64号

令和4年壮瞥町議会第3回臨時会を、次のとおり招集する。

令和4年10月24日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和4年11月1日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件

(1) 令和4年度壮瞥町一般会計補正予算(第9号)について

○応招議員（9名）

1番 菊 地 敏 法 君  
3番 佐 藤 忞 君  
5番 山 本 勲 君  
7番 毛 利 爾 君  
9番 長 内 伸 一 君

2番 松 本 勉 君  
4番 加 藤 正 志 君  
6番 真 鍋 盛 男 君  
8番 森 太 郎 君

○不応招議員（0名）

## 令和４年壮瞥町議会第３回臨時会会議録

### ○議事日程（第１号）

令和４年１１月１日（火曜日） 午前１０時００分開会

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定について

日程第 ３ 議案第５６号について

○出席議員（９名）

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 菊地敏法君 | 2番 | 松本勉君  |
| 3番 | 佐藤忖君  | 4番 | 加藤正志君 |
| 5番 | 山本勲君  | 6番 | 真鍋盛男君 |
| 7番 | 毛利爾君  | 8番 | 森太郎君  |
| 9番 | 長内伸一君 |    |       |

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

|           |        |
|-----------|--------|
| 町長        | 田鍋敏也君  |
| 副町長       | 黒崎嘉方君  |
| 教育長       | 谷坂常年君  |
| 会計管理者兼    |        |
|           | 小野寺寿勝君 |
| 税務会計課長    |        |
| 総務課長      | 庵匡君    |
| 企画財政課長    | 上名正樹君  |
| 企画財政課参事   | 市田喜芳君  |
| 住民福祉課長    | 阿部正一君  |
| 産業振興課長    | 木下薫君   |
| 商工観光課長    | 三松靖志君  |
| 建設課長      | 澤井智明君  |
| 生涯学習課長    | 河野圭君   |
| 選管書記長(兼)  | 庵匡君    |
| 農委事務局長    | 齋藤誠士君  |
| 監委事務局長(兼) | 小林一也君  |

○職務のため出席した事務局職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 小林一也君 |
|------|-------|

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和４年壮瞥町議会第３回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。  
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において  
８番 森 太郎君 １番 菊地敏法君  
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕  
○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日１日間と決しました。

◎議案第５６号

○議長（長内伸一君） 日程第３、議案第５６号についてを議題といたします。  
理事者から提案理由の説明を求めます。  
副町長。  
○副町長（黒崎嘉方君） 令和４年第３回臨時会に当たりまして提出いたします議件は、議案第５６号の１件であります。その内容についてご説明いたします。  
議案第５６号 令和４年度壮瞥町一般会計補正予算（第９号）について。  
令和４年度壮瞥町一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。  
第１条、既定の歳入歳出予算の総額 ４２億 ４,９４５万 ２,０００円に歳入歳出それぞれ

5,476万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億421万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。5ページになります。総務費、企画費、企画費で460万円の追加となります。定住促進まちづくり推進事業になりますが、持家住宅取得奨励交付金で400万円、空き家改修整理補助金で60万円を追加するものであります。初めに、持家住宅取得奨励交付金になりますが、本件につきましては第2回定例会で230万円の増額補正をし、630万円を措置しているところでありますが、その後さらに新築1件、中古3件の申請があったことなど、今後の申請見込みも考慮し、必要額を計上するものであります。

また、空き家改修整理補助金につきましても第2回定例会で30万円を増額補正し、60万円を措置しているところでありますが、その後さらに1件の申請があったことなど、今後の申請見込みも考慮し、必要額を計上するものであります。

6ページになります。新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症経済対策費で5,016万2,000円の追加となります。初めに、当該経済対策費の補正予算に係る基本的な考え方がありますが、当該経済対策費はコロナ禍の中で燃油等エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民や町内事業者に対し、家計や事業継続の負担を少しでも和らげるため、それぞれ支援を行うものであります。そこで、各事業の内容になりますが、公共施設管理維持体制持続化事業の指定管理者施設運営管理維持支援金で360万円の追加となります。指定管理3事業者に対し、前年度に比べて増加した電気料及び燃油費分について支援金を交付するものであります。

次に、物価高騰対策商品券配付事業になりますが、全世帯に対し1世帯当たり5,000円分の壮瞥町商工会商品券を配布するものであります。その内訳になりますが、1,300世帯分の物価高騰対策商品券で650万円、事務の推進に必要な消耗品費で18万円、印刷製本費で2万円、通信運搬費で59万8,000円、壮瞥町商工会の手数料で32万5,000円を計上するものであります。

次に、医療機関等事業継続支援事業の医療機関等事業継続支援事業補助金で90万円の追加となります。医療機関や老人介護施設、障害者福祉施設の9事業者に対して、1事業者当たり10万円を交付するものであります。

次に、中小企業等事業継続支援事業の中小企業等事業継続支援事業補助金で820万円の追加となります。町内中小企業や個人事業者に対して壮瞥町商工会を通じて法人50事業者に一律10万円、個人54事業者に一律5万円を交付するものであります。

次に、地域交通・運送事業者臨時支援事業の地域交通・運送事業者臨時支援事業補助金で130万円の追加となります。町内のトラック、貸切りバス、タクシーを保有す

る事業者に対し、壮瞥町商工会を通じてトラック等登録車両 60 台分について 1 台当たり 2 万円を交付するものであります。

次に、農林業者エネルギー価格高騰対策支援事業になりますが、本件は農林業者に対し令和 3 年度の各経営体の動力光熱費の金額に応じて 1 万円、3 万円、5 万円、7 万円の 4 区分で交付金を交付するものであります。その内訳になりますが、通信運搬費で 1 万 1,000 円、金融機関の振込手数料で 5 万 1,000 円、農林業者エネルギー価格高騰対策交付金として 318 万円を計上するものであります。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）給付事業になりますが、本件は令和 4 年度分の住民税均等割が非課税の世帯及び家計が急変し、住民税均等割が非課税の世帯と同様と認められる世帯に対し、1 世帯当たり 5 万円の現金を給付するものであります。その内訳になりますが、給付事務に係る職員の時間外勤務手当で 20 万円、事務の推進に必要な消耗品費で 10 万円、対象世帯への通知等に係る通信運搬費で 13 万 1,000 円、銀行振込手数料で 21 万 6,000 円、総合行政システムの改修に伴う西いぶり広域連合負担金（電算）で 15 万円、対象となる 490 世帯分の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金で 2,450 万円を計上するものであります。

5 ページに戻りまして、歳入では地方交付税、地方交付税、地方交付税で 811 万 1,000 円の追加となります。

次に、国庫支出金、国庫補助金、民生費補助金で 2,529 万 7,000 円の追加となります。その内訳になりますが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金で 2,450 万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金で 79 万 7,000 円となります。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で 2,135 万 4,000 円の追加となります。その内訳になりますが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰対策に係る交付金で 1,955 万 4,000 円、国庫補助事業である学校等における感染症対策等支援事業の地方負担分を基礎として配分された 180 万円となります。

7 ページからの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思います。

2 ページからの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

議案第 56 号 令和 4 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 9 号）についてを議題いたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出について受けます。一般 1 ページ。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般２ページ。

３番、佐藤恣君。

○３番（佐藤 恣君） 何点かありますので、順次お聞きしたいと思います。

まず、１点目ですけれども、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によって６つの事業に取り組むことの補正が現在提案されております。そこで、１の公共施設管理維持体制持続化事業について理解を深めたいので、伺います。これは、指定管理者が負担する電気料金だとか燃料費は前年と比較して高騰したので、補正しますよ、その理由は分かります。そこで、多分指定業者は町内に３業者が公共施設を管理運営しておりますけれども、電気料金、燃料費合わせて３６０万円を今回補正しますよということですが、３年度と比較して高騰分、電気料は３年度はこれだけ見ていたけれども、実際はこうでした、また燃料費も３年度はこれだけ支出されました、使われました、そして４年度に入って高騰した分はこれだけです、その合計が３６０万になると思うのですけれども、その内訳、もしもお手元に資料があれば伺いたい。その内容についてもう少し詳細に伺いたいと思います。

１点目は以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁。

〔発言する者あり〕

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時１３分

再開 午前１０時１４分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

すみません。年間の電気料金の実績表のところ、用意をしておりませんでしたので、ちょっと概略でご説明をさせていただきますが、積算に関しましては今佐藤議員からご質問をいただいたとおりでございます。上がり幅が全部で３６０万、内訳でいいますと電気料分で１１５万円、それから燃料費のほうで２４５万円でございます。基本的に令和３年度については通年の実績が当然ありますけれども、令和４年度が通年度分は当然ないと。それから、今後の上がり幅ないしは下がるのか、それも含めてちょっと予測ができないということなので、あくまでも令和３年度と４年度で実績がかぶる分、８月ないしは９月まで、ここまでの実績を集計をして、対比をして、前年よりも増えている分を計算をして、それを１２か月、通年分にさらに計算をし直すという計算式で出てきたのが現在の数字でございます。

あと、指定管理者別に内訳として申し上げますと、電気料 115 万円につきましては地遊クラブさんで 60 万円、観光協会で 25 万円、オロフレリゾートで 30 万円、それから燃料費につきましては地遊クラブが 140 万円、観光協会が 85 万円、オロフレが 20 万円、どうしても燃料費は温泉の施設のお湯を温めるないしは維持するというのが非常に大きなウエートになりますので、ゆーあいの家や久保内ふれあいセンター、来夢人の家を管理している事業者のほうが額としては上がっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 今の説明はある程度理解しますけれども、例えば燃料費を一つの例として挙げますと 245 万ですか、合計で。その基礎となった単価、1 リットル当たりどの程度の値段でこの 245 万になったのか。これがもしも分かればお聞きしたいなと思います。

そこで、やはり電気料金というのはすごく難しい計算になるので、各家庭の皆さんが電気料金を計算するのは大変難しいのです。といいますのは、昔はメーターの使用料金が基礎になっておりましたけれども、現在請求書見ますと電力使用料金のほかに燃料費調整額だとか再エネ発電賦課金など、これがついているのです。これ私はどのような形で計算するか分かりませんが、例えば電力の使用料金が 1 万 5,726 円に対して、これ家庭です。一般家庭の電力使用料金、メーターによる料金が 1 万 5,726 円に対して燃料費調整額だとか再エネ発電賦課金の合計が 4,834 円もあるのです。そのほかに基本料金がありますので、各家庭における電力の使用料金というのは大変多くなってくるのでないかな、そんなことが懸念されます。そこで、施設でもそうですし、家庭はもちろんですけども、日頃から日常生活の中で節電に対する取組、これをやはり私たちは取り組まなければならないのでないだろうか。何年前か、例えば向こうの情報館のロビー、あそこに入っていくと、玄関に節電のため消灯しておりますというような感じの看板というか、チラシみたいなお知らせがありましたけれども、現在はそういうことも見られなくて、やはり日中明るいのに堂々と電灯がついているような状況が見受けられます。これは、情報館だけでなく、各施設においてもあるのでないだろうか、そんな懸念を抱いております。

そこで、例えば私はよく町内を回っていろんな方とお話ししているのですが、高騰する燃料だとか電気料金をできるだけ少なくするために皆さん苦労しているのです。例えば高齢世帯の方と話したときに私たちは午後 7 時にもうベッドといいますか、床に入りますよと。というのは、起きていると当然電気も点灯しますし、燃料もかかると。そういう面で日常生活の中、できるだけ切り詰めて生活をしているのです。そして、その奥さんとお話ししたのですが、私の年金は 5 万円少々ですと。ご主人は長期入院しているので、年金だけでは医療費が足りないので、私がいた

だく 5 万円の中から 2 万円を医療費としてプラスして支払っているのですよと、そういうお話を聞きました。

○議長（長内伸一君） 佐藤議員、質問。

○3 番（佐藤 恣君） そういう面で……

○議長（長内伸一君） 質問簡潔にお願いいたします。

○3 番（佐藤 恣君） そういう面で、もう少し日常生活の中で節電について取り組むことが必要でないかということ、それともう一点、壮瞥町では何か条例だとか規則を見ますと、平成 30 年度から福祉灯油購入助成事業を行っております。この経緯を近年見ますと、令和 2 年度では 230 万円、3 年度、4 年度はそれぞれ 200 万円を計上しております。そういう面で、私はこの中にそういう方々の補助額を若干でもプラスするような予算措置があってよかったのではないかなと考えているのです。ですから、このような福祉灯油について、直接今日の予算には関係ありませんけれども、今後どのような考えで取り組んでいただけるのかな。予算で 200 万円しかないのに、200 万円でいいのか、そんなことをいろいろと、住民の方々とお話しすると大変苦しい生活を強いられているのが現状です。そういう面で、このようなことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご質問にありました前段の燃料費の単価の上昇率の件、それから電気、節電の取組に関しましては私のほうからご答弁をいたしますけれども、まず燃料の上昇率につきまして、今回の算定でいうと灯油、重油、軽油、3 つありまして、灯油については 126.01%、それから重油については 123.16%、それから軽油については 112.33%、それぞれ、燃料に関しては若干お店とか、そういったところにも変わりがあるので、あくまでも公定価格を用いて積算をさせていただいております。

それから、節電に関しましてはもちろんおっしゃるとおりで、できる範囲の中で役場の業務においても節約できるものは節約すべきですし、現に例えば冷暖房なんかについてもできるだけ夏場も一定の温度までやはりいかないと冷房を入れないだとか、多分今後冬期も時間外は切って、速やかに皆さん帰るようにするだとか、そういう取組は今までもやってきましたし、今後も当然継続をして少しでも節約をしていきたいというふうに考えております。燃料費の調整額とかいろいろ分かりづらいという話はありませんけれども、この役場のものも、一般のご家庭の低圧のものと業務用の高圧のものでは単価も違いまして、確かにちょっと複雑な面はあるのですが、ただ一番は単価の上げ幅というのはそれは多分政府レベルでないとなかなか止めれない話なのだと思いますが、ボリュームを少なくするということは個々の取組でできる範囲のことだと思いますので、今後も鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） 福祉灯油の関係についてご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、福祉灯油につきましては当初予算化しておりまして、これから事業を進める予定になっております。ただ、議員おっしゃるとおり、燃料も高騰しているということありまして、内容については、あまりもう時間はないのですけれども、今後協議をしまして、実施していきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 確認でお伺いしたいのですけれども、最後の部分の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてちょっと確認でお伺いしたいと思います。

これ先ほど説明がありましたけれども、その中で今回1世帯5万円の現金給付金をするということでの説明の中で、住民税均等割非課税の世帯と同様と認められる世帯に対してもこれが含まれるというふうに書いておりますけれども、この同様と認められる世帯というものはどのような世帯なのかだけ確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今加藤議員からの指摘あったように、この給付金は住民税が非課税の方と、あとそれと同様の方ということなのですけれども、実は例えばといいますか、今回非課税の方が対象なのですけれども、もし課税であったとしても、これは前の年の所得に応じて住民税かかるのですけれども、住民税かかるということは所得があるということなのですが、予期せず今年1月から例えば家計が急変して収入がなくなったとかという方もいらっしゃるのです。でも、前年度に所得があれば課税ということになって、対象とならないのですけれども、1月以降に予期せず家計が急変して、実際は課税とはいいながらも非課税の方と同等というか、それ以下になっている場合、ケースがありまして、そういう方も対象になりますよという意味で住民税非課税の方と同様の世帯も対象というふうにしております。よろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について、一般1ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 56 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号 令和 4 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 9 号）については  
原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 4 年壮瞥町議会第 3 回臨時会を閉会いたします。

（午前 10 時 30 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員